笑顔輝く地域めざして!!　　2016年　11月18日号　No．14

魚沼市議会議員　**渡辺　一美**

＜発行＞ 白ゆりネットワーク
〒946-0075
魚沼市吉田280-4
Tel 025-792-4791
fax　792-5883

かずみ 通信

平成28年第3回定例会（決算議会）報告（会期9月6日～10月4日）

地方自治体の会計制度は、市長が歳入歳出予算を提案し議会が決定します。議会が決定した予算を市長が執行（実際に行うこと）しますから、決定した議会の責任として、その財政運営の適否を議会が総合的・客観的に審査し決算の認定または不認定の判断をします。

平成27年度一般会計決算を不認定としました

魚沼市議会は平成27年度一般会計決算の認定を賛成8反対11で不認定としました。

10月4日の定例会最終日には一般会計決算の賛成討論4人・反対討論4人の議員が登壇しました。　私も反対の立場で3点の理由を挙げて討論しましたので報告させていただきます。

理由1
福祉の後退を招いた財政運営

自治体財政は住民福祉の増進を図るためのものであり、無計画が要因の赤字財政はもちろん問題外でありますが、黒字財政でも適度の余剰金でなければならないとされています。

また目的を持たない基金を多く持つことは、税金によって運営されている自治体財政では好ましくないとされています。

魚沼市は余剰金が望ましいとされている指標を大きく逸脱しその改善が図られるどころか年々増加していること。財政調整基金の標準財政規模に対して適当とされている金額の2倍以上の額を基金に積み立てていること。

お金を使わず貯めるだけで、その結果、住民サービスが後退し、東洋経済新報社が全国の都市を対象に毎年公表している「住みよさランキング」で、魚沼市の順位が今年は20位、最下位となってしまいました。

理由2
民主的でない行政運営

市長が新庁舎建設基本構想を発表後、多数の議員が早期に市民検討会を立ち上げ、市民が求める機能や必要面積などをとりまとめた基本計画を市民とともに作り上げるように要望してきました。しかし、市長は職員だけで作り上げた基本計画のまま市役所の位置を定める条例を提案し、合併特例債の期限を理由に条例は2月定例会で、特別多数議決で可決されました。その後、6月議会で約7,000㎡に縮小するよう決議しました。しかし、議会議決を市長は受け入れず、基本計画で示されたとおりの庁舎建設費用50億円、延床面積10,000㎡の市長案を前提に、市民ワークショップが進められています。

市民が願っているのは住みやすいまち・住み続けられる魚沼市であり、新庁舎建設にあたっては借金の増大による将来負担の抑制や、雪国仕様設計への配慮を求める住民の声は大きいことを議会として決議して訴えてきました。2度にわたる議会決議は民意として尊重されるべきです。それを受け入れないと発言する市長の姿勢は民主的でない行政運営であります。

地方自治は、長も議会の議員も同じく直接住民のから選ばれた住民の代表です。また、自治体の運営にあたっては、長に提案権と執行権を議会に提案権（予算を除く）と議決権与え、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制し、適正で効率的な行政運営確保することにより、住民の意思が十分に行政に反映される仕組みいわゆる大統領制（二元代表制）を採用しています。

長と議会の関係を車の両輪に例えることがよくありますが、これは行政を民主的に運営する長と議会の関係を車のブレーキとアクセルを上手に使って車を走らせることに例えているのです

理由3　法令遵守の姿勢を欠く政治姿勢

27年度補正予算で可決した新庁舎建設基本設計実施設計委託料。公募型プロポーザル方式により、新庁舎建設の基本・実施設計を行う設計者の選定を今年3月に行い最優秀設計者が決まりました。プロポーザルの最優秀設計者は、市との設計業務委託契約前に気象等のアドバイスを受けるために魚沼市内の一定の資格条件を満たした設計者1社以上と業務契約を締結することとなっていたのですが、プロポーザル実施要項に反し、その契約がないままに、市と最優秀設計者双方が要項に違反していることを知りながら業務委託契約を締結、予算執行がなされたことが、今回の定例会で明らかになりました。法令等の違反など重大な問題が発見されたような場合には、議会としてこれを不認定にしなければ、行政として住民に法令を守っていただくようお願いができなくなります。

魚沼市議会は賛成8反対11で不認定としました。

なお、決算不認定は、**職員が住民のために行っている行政サービスを否定するものではありませんし、すでに行われた予算執行の効力に何ら影響しないのでご安心ください。**

魚沼市議会基本条例（平成26年4月1日から施行）にそって魚沼市議会は議会の活性化を図っています

魚沼市議会基本条例

前文（前略）市長と議会はそれぞれの異なる特性を生かして市民の意見を的確に反映させるため、相互の抑制と均衡を図りながら協働し最良の意思決定を導く使命が課せられている。（中略）そこに暮らす市民の福祉向上と地域における民主主義の発展のため、地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を尊重し地域の課題の把握に努め議員間の自由な議論を展開しながら政策提言及び政策立案を積極的に行う必要がある。魚沼市議会は市民主権による自治の推進に向け不断の議会改革を重ねながら市民の信託に応えていくことを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め議会の最高規範として魚沼市議会基本条例を制定する。

（目的）第1条　この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする

魚沼市新庁舎建設設計業務委託契約の無効を求める決議を議決しました

※地元 JV とは：魚沼市の設計業者共同企業体

新庁舎設計契約に関する経緯

28年	3月27日	（魚沼市）	新庁舎設計者選定プレゼンテーション(5チーム)
	3月28日	（魚沼市）	設計者の選定結果を発表（最優秀設計業者を決定）
	4月15日		最優秀設計者が地元JVと協議中との連絡を市に。（この日が初顔合わせ）
	4月21日	（魚沼市）	市が最優秀設計者と設計業務委託契約を締結。 （プロポ実施要項を満たしてないことは両者承知） 「地元業者と交渉中であり、協力いただける見込みと市に報告した。」と参考人招致時に証言
	5月2日	(庁舎委員会)	議員研修「まちづくりの拠点としての新庁舎」　講師：渡辺参与
	5月6日		最優秀設計者から地元JVに見積の依頼
	6月7日		最優秀設計者と地元JVが見積の件で小出庁舎で打合せ、地元JVよりに設計業者JVに追加加入の要求。市の担当者が同席、入札上追加加入できないと回答。契約に至らず。
	6月16日		最優秀設計者より地元JVに詳細な業務内容と請負金額の提示の連絡
	6月30日		地元JVのメンバーで上記内容を協議。
	7月1日	(6月定例会)	魚沼市の特性を考慮し身の丈に合った新庁舎建設を求める決議 可決(賛成11、反対8)
	7月5日		地元JVから最優秀設計者に連絡。6月30日にJVで協議、契約は困難と回答、アドバイス業務には責任がある。依頼内容では責任を全うできない。
	7月5日		最優秀設計者から地元JVに連絡。責任についてどのように解決したらいいでしょうか。
	7月7日		地元JVから最優秀設計者に連絡。我々としては責任が持てず契約できない。
	7月19日	(庁舎委員会)	新庁舎設計者との意見交換　（議員全員と最優秀設計者と担当職員が参加）
	7月25日		魚沼市建築士会役員会開催、アドバイス業務契約について協議。
	8月1日		最優秀設計者より地元JV窓口に連絡。アドバイス業務契約について協議との情報を得ました。可能ならば内容をお知らせ願いたい。
	9月26日		最優秀設計者と地元業者(1社)とアドバイス業務契約を締結
	9月27日	(庁舎委員会)	副市長が設計業務委託契約の不備を謝罪、担当を処分。
	10月3日	(庁舎委員会)	参考人招致、最優秀設計者の代表者と地元JV代表者に詳細をうかがう。

これらの経過を踏まえ委員会で調査しました。

9月27日庁舎特別委員会の調査

設計業務委託契約で何が問題だったのか？

プロポーザル実施要項

1. 目的　市民の安心を支え、市民が集う
　　まちづくりの拠点としての庁舎
2. 業務概要　期間 H29. 12. 28 まで、
　　設計料 1. 6 億円
3. 事業概要　延べ床面積 10, 000 ㎡、50 億円
7. 参加資格、条件　1 級建築士、
　　公共建築物経験 他
8. 業務実施の条件
14. 特記事項　(1)失格条項　ほか

8．業務実施の条件

(8) 第2次審査で特定された最優秀者（第1受注候補者）は、市の契約締結交渉に先立ち、自らの責任において、地元の気象等のアドバイスを行う地元業者（建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に一級建築設計業務で登載されている市内業者）1社以上と協力事務所の契約を締結すること。

さらに 14 特記事項(1)には失格条項では

14(1)次の各号のいずれかに該当する者は失格とします。
なお、最優秀者等が市と契約した後、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合においては、市は契約の相手方に対し、損害賠償請求を行うことがあります

と書かれてあり、**(カ)その他、本要項に違反すると認められた場合は失格**との条件があります。

この日の委員会の質疑では、設計業務委託契約は要項に照らして失格（無効）ではないのか？市は担当職員だけの責任と言うが、本当に最優秀者側に責任はなかったのか？との疑問が残り、10月3日に再度、庁舎特別委員会を開き、最優秀設計者と市内設計者を参考人として招致し経緯をさらに詳しく伺うことにしました。

10月3日庁舎特別委員会の調査

参考人招致で確認したこと

◎契約締結の 4 月 21 日時点で、魚沼市と最優秀設計業者双方が、公募型プロポーザル実施要項に違反していることを知っていたことは**明白な瑕疵**（過失）である。
◎一度の面会では地元業者に協力いただける見込みであると言い難い状況にもかかわらず契約できるとの悪意の説明は**重大な瑕疵**である。

最優秀設計者にも「重大かつ明白な瑕疵」があり、要項に従って損害賠償を市が請求することもできます。

悪意とは法律用語ではその事実を知ってる事をいいます。

魚沼市新庁舎建設基本設計及び実施設計業務委託契約の無効を求める決議

平成28年10月4日

1, 行政法上、重大かつ明白な瑕疵に該当するため、当市と設計企業体との契約は公募型プロポーザル実施要項において無効であることを求める。
2, 今後、設計業務委託契約においては、法令を守り、公募型プロポーザル実施要項に沿って対応すること。

賛成 10 名　反対 9 名で可決しました

今後の庁舎特別委員会では

現在行われている市民ワークショップを否定するものではありません。
むしろ市民参加の市庁舎建設計画は多くの議員が切望してきたことです。

市民の願いは住みやすいまち・住み続けられる魚沼市であり
新庁舎建設にあたっては借金の抑制による将来負担の軽減や、雪国仕様設計への配慮を求める市民の声は大きいです。

これらのことを踏まえて
12 月の第 4 回定例議会において、引き続き市民の声を聞きながら調査・提案していく予定です